法医認定医研修施設　研修責任者変更申請書

申請日　　　　年　　月　　日

法医認定医研修指導医・法医認定医研修責任者についての細則第９条に基づき、下記の法医認定医研修施設の研修指導責任者を変更することを申請します。

申請施設名（大学の部門等）

・

・認定番号　第　　号、認定区分　□Ａ・□Ｂ（該当する方の□を■にする）

㊞

・上記代表者氏名（教授等）

㊞

・研修指導責任者

　（上記代表者が責任者の場合は記載不要）

法医認定医研修施設認定制度細則

第９条　研修指導責任者ならびに研修指導医が研修施設を離任した場合は、施設の長又はその代理者はそのことを速やかに認定医制度運営委員会に報告するものとする。その際6ヵ月は猶予期間とし、6ヵ月を超えても後任の研修指導責任者がいない場合は、研修施設の資格は停止する。後任が決まり、認定医制度運営委員会に報告された時点で資格は復活する。

第10条　研修施設が資格停止となった期間は法医認定医になるための研修期間に算入しない。

法医認定医研修指導医・法医認定医研修責任者についての細則

第９条　研修責任者を変更する場合、研修施設の長は遅滞なく、認定医制度運営委員会に研修責任者変更申請書を提出しなければならない。

第10条　研修責任者の資格喪失

1）認定医の資格を喪失した場合には、資格を喪失する。

2）研修施設を退職した場合には、その研修施設の研修責任者の資格を喪失する。ただし、法医認定医研修責任者ならびに指導医の兼任に関する細則が定める期間は資格を有する。

法医認定医研修指導責任者ならびに指導医の兼任に関する細則

第１条　研修施設を離任する研修指導医は離任する研修施設ならびに着任予定の研修施設の研修責任者を兼任することができる。ただし、兼任期間は1年を超えることはできない。